

大東監告示第3号

産業・文化部に対する定期監査等の結果について

地方自治法第199条第1項及び同条第2項の規定により定期監査等を実施した

ので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

令和6年9月9日

大東市監査委員 乗 本 良 一

大東市監査委員 小 南 いちお

【担当 監査委員事務局】

令和6年度 第1回 定期監査等の結果報告

1. 監査の目的

地方自治法第199条第1項、第2項の規定により、本市の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が、適正・適切に行われているかについて、大東市監査基準（令和2年大東監第5号）に準拠して監査を実施した。

2. 監査の対象

監査の対象は、産業・文化部（産業経済室、観光振興課、生涯学習課、スポーツ振興課）が所管する令和5年度の事務及び事業全般とした。

3. 監査の期間

令和6年4月2日から令和6年9月3日まで

4. 監査の着眼点

本監査は、大東市監査基準に基づき、例規に合致しているか否かのほか、その成果や効果等を分析し、経済性・効率性・有効性の観点から、市民の視点に立ち検証を行った。

なお、令和5年度から運用している文書管理・電子決裁システムについて、文書事務が円滑かつ適正に実施されているかどうかについても検証を行った。

5. 監査の実施内容

大東市監査基準に基づき、産業・文化部の各課が所管する令和5年度の事務事業について、文書管理・電子決裁システムに登録された起案書等のデータの開示並びに同システムによらず紙媒体等で作成された帳簿及び文書の提出を求め、これらを基に文書を作成した部署から事情を聴取し、その財務及び一般行政に係る事務執行について監査を行った。

6. 監査の結果

概ね適正に事務が執行され、最小の経費で最大の効果をあげるよう努めていたが、一部に是正すべき事項があったので、下記のとおり指摘を行う。

(1) 民間との共催事業について

だいたい産業活性化協議会の研修会のように市と民間とで共催事業を実施した場合、事業の収支が曖昧になりがちである。少なからず市が公金を支出している事業である以上、市民から疑念を抱かれることなきよう今後は、総括的収支報告について作成し、関係団体と情報共有されたい。

又、当該事業の参加者から金銭を徴収する場合は、市の経費の負担内容によっては、市の収入とすることが相応しい場合も考えられ、安易に放棄してはならない。市はその配分方法を事前に取り決め、これらの事務が適正に行われたことを証するために、これらの文書化を励行されたい。

(2) プロポーザルについて

工事の設計委託業務を競争入札によって安値で落札した事業者が、満足できる成果品を納入できず、その設計を元にした工事の施工に支障を及ぼした状況があった。このような状況を防止するため、プロポーザル方式により事業者を決定する手法が多用される傾向にある。「大東市観光戦略策定及び施策立案業務の委託」では1か所からしか応募がなかったが、これは事業者が公表を知った日から募集締切までの期間が短かったことが原因と考えられる。折しも令和6年3月29日付けで「プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」が策定され、公告期間については、「1か月を目途とする」とあるように、今後は同ガイドラインの規定を順守することを基本とし、複数の事業者から企画提案書等が提出され、競争原理がはたらくよう環境を整えられたい。

(3) 随意契約について

随意契約については、毎回の定期監査で指摘しているところであり、地方自治法施行令第167条の2第1項各号のいずれかに該当する必要があるが、同項第1号に該当する事例で複数見積を徴取していない事例と、同項第2号の随契理由の記載に曖昧な点がある事例があった。

契約規則第26条に随意契約を行う際には複数見積を徴する旨とその例外を規定するただし書が規定されているが、同項第1号の随意契約を行う場合は、通常、複数見積を徴し、安価な価格を示した事業者と契約されたい。

又、同項第2号の規定による随意契約の場合は、その規定に合致する理由を第三者

が理解できるように、正確に記載されたい。

(4) イベントの参加者について

すべてのイベントについて確認した訳ではないが、ニュースポーツフェスティバルについては、スタッフ 22 人に対し、参加者が 11 人（うち障害者 1 人）であった。全体の人数の少なさも問題であるが、障害者と健常者の交流が目的の 1 つであるにもかかわらず、障害者 1 人というのも、公金を支出して開催したイベントの効果が上がったのか甚だ疑問である。イベントが多すぎるのが原因のひとつかもしれないが、開催するのが目的ではなく、開催によって、どのような効果を得たいのか、1 つ 1 つのイベントに際し、再考されたうえで開催に臨み、効果を生むだけの参加者数を確保されたい。

(5) 野崎まいりについて

野崎まいりは、飯盛城跡が国史跡となり、城主であった三好長慶の知名度が上がるまでは、大東市の唯一の観光資源であった。現在は世代交代によってその知名度は下降しているが、本市の江戸時代の文化を現在に伝える催しである。この行事に市が関わることにについては、宗教行事に公金を支出できないという意見もあるが、伝統ある地域振興イベントであり、これが観光の対象になることから、この行事が円滑かつ盛大に実施されることに、民の力を活用しながら市も一定関与するとともに、野崎エリアの関係団体だけでなく、より幅広い団体等の力を活用されたい。

(6) 文書管理について

令和 5 年度は、D X 化の一環として、文書管理・電子決裁システムが導入され、年度途中から本格実施となった。導入初年度ということもあって、試行錯誤しながらの運用であったが、運用の中で幾つかの課題があり、今後の円滑な運用への改善につなげて頂きたい。

1 つ目は当該システムだけで決裁が完結しないものが多数あったこと。紙媒体で作成され収受した文書、サイズが大きく電子化できなかった文書、契約書案、仕様書案、財務会計システムから印刷された予算執行伺い、支出負担行為などについて、電子決裁に添付せず、紙文書で運用するというマニュアルが示されたことから、当該システ

ム中に意思決定の内容が入力されず、これだけでは何の意思決定をしているのか不明である文書が多数あったこと。

2 つ目は起案文書において、その意思決定に関する添付書類は電子化して添付文書としているが、伺い文には記載がなく又は不十分で、添付文書をチェックしないと起案内容を把握できないものがあったこと。

3 つ目に、起案決裁日付、文書ファイル名など文書管理上入力が必要な箇所への入力が欠けている起案データが部署によっては少なからずあったこと。

4 つ目に市が構成員等で事務局を持っている団体の文書について、当該システムで処理している例があった。これについては産業・文化部のみならず全庁的な取扱いの問題であり、総務部での善処を望む。なお、併せて、文書取扱規程に関しても、令達簿、文書整理簿に関する記載など、当該システムの内容に完全に一致するよう改正願いたい。

令和6年度には、適正に文書を作成するよう起案者はもちろん、回議を受ける者や決裁権者は、適切な助言をもって、部署全体のクオリティを高めて頂きたい。

7. 監査委員意見

最後に、産業・文化部の定期監査であるにも関わらず、担当外の指摘をすることになったが、同部の事務処理にも大きく影響する事項なので、ご容赦願いたい。

又、市史編纂委員の名称や報酬、北河内・府等大会代表選手派遣事業の事業内容、市立体育館敷地内の倉庫の所有関係が不明である等、慣例的に行われているものもあり、現在では少し違和感を覚えたので、市民等から不適切な公金支出と指摘されることがないよう、早急に明確な位置づけをして頂き、正当な事務処理であることの確認をお願いします。

定期監査は、市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的としている。

今回取り上げなかった事務執行についても、これまで実施していた方法が常に正しいとは限らない。職員にあっては、自らが行っている事務の目的や根拠を理解し、常にどうすれば事務を改善できるか、どのように行動すればよいかを念頭に置き、行動して頂きたい。

又、とりわけ管理職員はそれを率先して行動で示し、各職場にどうやって波及、定着させていくのか、それぞれが各職場で実践して頂きたい。